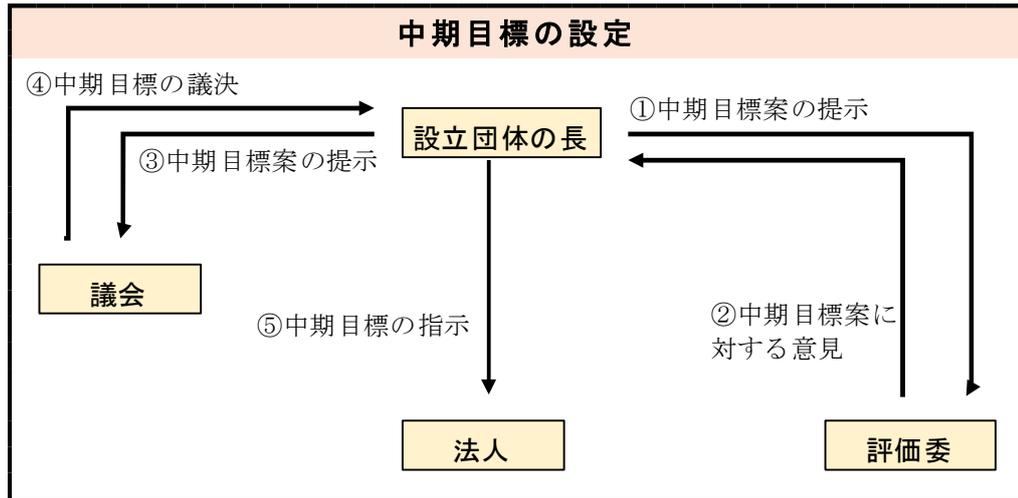


地方独立行政法人香取おみがわ医療センター第2期中期目標の策定について

1 第2期中期目標策定の概要

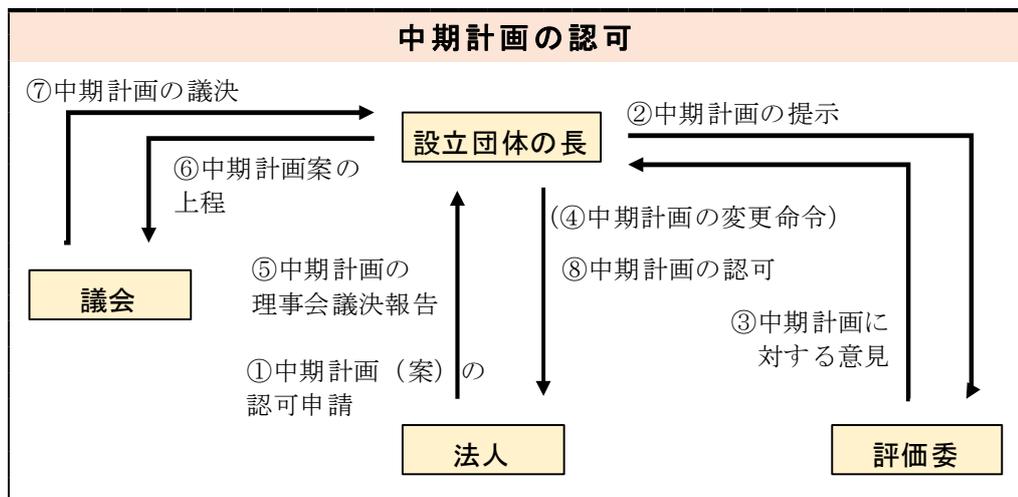
- (1) 市長（設立団体の長）は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下、「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中期目標」という。）を定め、法人に指示する。（地方独立行政法人法第25条第1項）

< 図1 >



- (2) 第1期中期目標期間が令和7年度末をもって終了することから、令和7年度中に第2期中期目標・中期計画を策定する必要がある。
- (3) 法人は、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、市長の認可を受けなければならない。

< 図2 >



2 第2期中期目標策定基本方針（案）

- (1) 第1期中期目標を踏襲しつつ、事情変化や課題を踏まえ、法人が第2期中期目標期間内に果たすべき目標を記載する。
- (2) 第2期中期目標期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。
- (3) 千葉県保健医療計画、経営強化プラン（中期計画補足版）、香取市の施策等との整合性を図る。
- (4) 新たな役割や拡大の可能性のある事項も読み取れるよう、総論的な表現とする。
- (5) 取組内容等に関する具体的な内容は、中期計画や年度計画に記載する。

3 今後のスケジュール

時期	イベント	内 容
R7. 10	第2回評価委員会	中期目標（案）の説明及び意見聴取 中期計画（素案）の説明
R7. 12	香取市議会 12月定例会	中期目標議決
R8. 1	第3回評価委員会	中期計画（案）の説明及び意見聴取
R8. 3	香取市議会 3月定例会	中期計画議決